

「アクション・プラン」推進委員会(第4回)議事録

日 時：平成23年12月19日(月)18:35~19:50

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))、上田清司委員(埼玉県知事)、北川正恭委員(早稲田大学大学院教授)、後藤斎委員(内閣府副大臣)、福田昭夫委員(総務大臣政務官)

(関係府省)

園田康博内閣府大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、岩本司農林水産副大臣、北神圭朗経済産業大臣政務官、松原仁国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

(関係地方)

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、広瀬勝貞大分県知事、上原良幸沖縄県副知事

(川端委員長) 定刻を遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。ただ今から、「アクション・プラン」推進委員会の第4回の会合を始めたいと思います。今日は本当に暮れも押し迫ってまいりまして、知事さんはじめ、委員の皆さん大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回に引き続いて、率直な意見交換を進めさせていただきたいと思うのと同時に、出先機関の原則廃止に向けた取組を一步一步でありますが進めていく中で、早期の議論の集約をするべしということが、先般来総理の御指示でもございます。それを踏まえ、精力的に、今までも各府省含めて調整を政府内でも進めてきた。年内にはなんとか、広域連合への移譲に向けた課題の克服、課題がかねてから言われているので、克服に向けて一定の目途をつけたいと思っているので、議論の集約をしたいということでできるだけそういう方向に向けて建設的な意見の議論をさせていただきたいし、皆さんにもそういうことで、前回申し上げたが、難しいという課題を言うのではなくて、ゴールに向かってどう乗り越えていくか、建設的な議論をお願いしたい。また、直轄道路・直轄河川、ハローワークなどその他の課題についても、「アクション・プラン」に明記してある。これについても、「アクション・プラン」に沿って取組を加速させるように総理から改めて指示が出ております。このことは、本日の委員会の後半で委員会メンバーで議論をさせていただきたいと思う。限られた時間ではありますが、前に進める良い議論ができますことをお願い申し上げて、冒頭の御挨拶としたい。これ以降の司会は福田政務官にお願いしたい。よろしくお願いいたします。

(福田委員) 御指名によりまして議事進行を務めさせていただく。本日の議題は「広域的实施体制について」と、「広域的实施体制以外の「アクション・プラン」の課題に

ついて」であります。初めに「広域的实施体制について」です。本日は関係府省の政府の皆さまと、関係知事の皆さまに御出席いただいています。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりです。特に関係知事等として、関西広域連合から井戸兵庫県知事と、嘉田滋賀県知事、九州地方知事会から広瀬大分県知事。沖縄県から上原副知事には遠路御出席いただいておりますので御紹介いたします。以上のメンバーにて意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、高山環境大臣政務官については、公務より遅れて到着されます。

それではまず私から本日御提出いただいている資料をもとに説明させていただきます。資料の1をご覧ください。まず、広域的实施体制であります。これまでの取組であります。出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、10月7日（金）に開催された第3回の「アクション・プラン」推進委員会において、「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」を御報告させていただきました。その後、10月20日（木）に開催された第13回地域主権戦略会議において、総理より、「アクション・プラン」は政府として決定した方針であり、来年の通常国会に法案を提出するとの強い意思が表明され、翌日の閣僚懇談会で、広域連合への移譲に向けて早急に議論を集約するよう、総理から関係大臣に対し積極的な取組の指示がありました。総理指示を踏まえ、川端大臣の下、後藤副大臣とともに、政務レベルの調整を進めてまいりましたが、11月25日（金）に開催された第14回地域主権戦略会議に「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討状況（報告）」を、政府部内の議論の集約に向けた状況として、御報告させていただきました。その際、同会議等において、改めて総理より、さらに作業を加速していきたいとの方針が示され、これを受けて、一層精力的に調整を進めてまいりました。

本日の報告であります。資料1「広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）」は、これまでの取組を踏まえつつ、現時点における議論の状況を内閣府において取りまとめたものであります。特に議論がある事項については、両論併記となっており、本日はこれら事項を中心に御説明させていただきますので、後ほど忌憚ない御議論をお願いいたします。

「1 執行機関の在り方」につきましては、資料1にある検討の視点を踏まえ、利害調整に当たり中立的・客観的立場から判断する必要などから、また、各構成団体固有の選挙による影響を受けないためにも、構成団体の長と兼務しない独任制の長を置く。独任制の長を選出する仕組みを整備する。独任制の長の下で事務・権限を執行する組織の体制を整備するというA案と、合議制の理事会を置き、理事会に代表理事を置く。理事会の組織・運営に関する必要な事項は理事会が定める。特例法令等に基づく措置として、緊急時等に代表理事に権限を集中させることを確保する。理事会の委任を受け事務を執行する専任の特別職である執行役（仮称）を置くというB案の2案が議論されております。次に「4 出先機関の管轄区域と広域的实施体制の区域の在り方」については、広域的实施体制の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることを原則とした上で、基本となる全国のブロック割を法律で規定する。区域の決定に当

たっては、社会資本について持続性を担保する必要性、国民の利便性等を担保するため、現在の出先機関の管轄区域との関係を十分精査するというA案と、広域的实施体制の区域は地域の自主性に委ねられるべきものだが、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の受け皿となる以上、必ず含まなければならない都道府県の区域（密接関係地域）を特例法に基づく政令で定めるというB案の2案が議論されております。続きまして、「5 組織の安定性、持続性」については、区域内の都道府県、政令市が全て構成団体として加入するよう、法律で規定する（解散、脱退が容易にできない仕組み）というA案と、国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的实施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手續等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない）というB案の2案が議論されております。続きまして、「7 効果的・効率的な広域行政の推進」については、国及び地方を通じた行政の効率化を図るため、構成団体は、国からの事務・権限の移譲と併せて、関連する事務・権限を全て広域的实施体制に持ち寄り、一体的に処理することとするというA案と、国及び地方を通じた行政の効率化を図ることを特例法の趣旨として明らかにするとともに、出先機関の事務・権限が大幅に移譲されることを踏まえ、効果的・効率的な広域行政の推進に資する構成団体の事務・権限の持ち寄りに関する、広域的实施体制の区域内の指定都市の加入に関する特例法に基づく基本方針に定める方向で検討するというB案の2案が議論されております。続きまして、「10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション」については、大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力をもって組織的に対応するため、所管の大臣が広域的实施体制の長や職員に対し、直接、包括的な指揮監督を行えるようにするというA案と、災害対策基本法や個別作用法、河川法・道路法等における国から地方公共団体への指示の仕組みを基本としつつ、国の組織・人員等が広域的实施体制に引き継がれることを前提に職員派遣の仕組みも設けるというB案の2案が議論されております。

今後の取組でございますが、本日の議論を踏まえ、引き続き、政務レベルの調整を進めてまいりたいと考えておりますが、その結果を、次回の地域主権戦略会議において報告することとしたいと考えております。年内には広域連合への移譲に向けた課題の克服に目途をつけてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。なお、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る関係者として、3つの経済団体から先日御意見を聴取いたしましたので、お手元の資料2にその時の概要をまとめております。御確認をいただきたいと思っております。

それでは次に、意見交換に入ります。まずは、関西広域連合の井戸知事と嘉田知事からお願いをいたします。井戸知事よろしく申し上げます。

（井戸知事）私の方から、関西広域連合としての包括的な御意見を申し上げて、個別の意見は、嘉田委員長の方から申し上げることにさせていただきたいと思っております。

まず、私どもといたしましては、このA案で主張されておられます内容は、ある意

味で、最悪の道州制を提案されていると。最悪です。なぜ、最悪かと言いますと、大臣の権限が一方的に残りながら、独任制の道州を作って、そこに権限を集中させよう、そして、下からの都道府県に既に分配されている事務まで集中して、そして、執行機関としての総合的な行政主体を作ろうという話でありますので、これは、今まで道州制で議論されていた道州制よりももっと民主制に欠ける、しかも、中央集権体制を強化する、民主党が地域主権の拡充でやってきた方向と全く逆転してしまっているのではないかということ懸念しているわけでございます。それが第一の懸念でございます。

そして、第2は、今までの「アクション・プラン」推進委員会で積み重ねてこられた議論と全く異なった提案がされてしまったのではないかとございまして。それはなぜかと申し上げますと、広域的な受け皿としての広域連合や、九州地方知事会が提案されているような機関をベースに考えようではないか。そこで、問題がある部分についてのみ調整を図っていいのではないかとというのが、基本的な今までの議論ではなかったかと思うのでありますが、それがまた、一番最初に戻ってしまった感が強くございまして。

それから3番目は、私どもが広域連合を関西で先導的に作らせていただいた一番の理由は、もちろん、関西全体としての広域業務を処理するための広域連合を作ろうということがベースにあります。もう一つは、私ども地方自治体から主体的に分権の受け皿を作っていく。特に民主党がお決めになられた出先機関の原則廃止の受け皿を作ろう、つまり、県域をまたいだ事務については、受け皿がないではないかということ盛んに国の方から指摘がございましたのを、私たちが自ら相談して、協議をして、そして、主体的な特別地方公共団体を作ることによって、その受皿性を果たそうとしたわけでございます。残念ながら奈良が加盟されていないということがございしますが、奈良につきましても、一定の理解を深められつつはございまして。従いまして、私どもとしましては、関西広域連合のそもそものレゾンデートルは何だったか、ということを考えましたときに、主体性を持って、国の出先機関の事務移譲を受けようという受け皿を作らせていただいた、しかも自ら行動して作らせていただいた。このことがA案のような議論になりますと、全く無視をされてしまうということになってしまいます。従いまして、以上申し上げました3つの立場から、このA案というものはまさしく、いかななものであろうかということ御指摘申し上げたいと存じます。

(福田委員) ありがとうございます。では、嘉田知事よろしく申し上げます。

(嘉田知事) まず、本日のような時間をいただきまして、ありがとうございます。今、井戸知事連合長がおっしゃったことに対して、プラスアルファも含めて、3点申し上げたいと思います。まず1点目は、今日資料3にお出しをさせていただいておりますけれども、広域の実施体制の枠組みに対する意見についてでございます。今の井戸知事の意見をそれぞれの個別的な課題、テクニカルなことも含めて申し上げます。これについては、文字になっておりますので、是非検討いただきたいと思っております。2点目は、実は12月5日に民主党政権の方で、地域主権調査会がございました。そこ

で御説明させていただいたのですけれども、今の井戸知事のようなことを思いました。本当にびっくりしました。関西は自主的に、まさに民主党政権の言われる出先機関の原則廃止というマニフェストに応じて自分たちで受け皿を作ったのに、実は12月5日では、できない理由ばかり。そして、こんにやくのような、ふにゃふにゃな広域連合に何ができるのかと、かなり差別的な発言までいただきました。私はびっくりいたしました。それでその時に、では民主党政権の2009年のマニフェストはどういう意味だったのでしょうかと申し上げたら、3.11で全て変わったんだと、この災害の中で、国交省、テックフォースが特に災害対策対応したが、そういうことができるのか、と言われました。私どもは、昨年12月1日に関西広域連合を発足して、私はここ1年やってきて、広域連合であるならば、今回の東日本大震災で国交省が対応した以上のことができるということを当日申し上げました。一つには、丸ごと今の整備局の組織をいただくわけですから、それを丸ごといただきながら、プラス、実は広域連合の強さというのは、近畿地方整備局でしたら河川の中はどうにかなるけれども、周辺の水防あるいは土地利用、そういう流域治水的なところはなかなかできません。それから併せて、今関西では、井戸知事が中心となっていて、広域防災計画をしっかりと作っております。これは、地震、津波、水害、それにプラスして、例えば、新型インフルをどうするか、原子力災害をどうするか、という形で、いわば全てのリスクを自分たちで自主的に対応しようということをやらせていただいておりますので、3.11があったから広域連合に移管できないということは全く逆でございます。もう一つプラスさせていただきますと、3.11の後、まさに自主的にカウントパート支援ということで、広域連合があったからこそ、福島、宮城、岩手と支援をさせていただきました。それから今回の節電、電力不足も一種の社会的リスクだと思います。これに対しては、広域連合の方は4月以降必ずこれは節電が必要だということで、自主的に節電計画を作り、そして夏を乗り越えました。今、冬、実は今日から、関西は全国で一番多い、10%以上という節電の要請を、関西電力、それから広域連合一緒になって、家庭、事業者、それから産業界に呼びかけております。こういうことは広域連合があったからこそできるのであって、ふにゃふにゃな組織だと言われるのは、いささか現場を見ていただいているいないというのが2点目でございます。それから3点目で、今回のA案ですけども、一番心配されているのが、利害調整が当事者同士ではできないだろうということでございますけれども、関西で一番大きな利害調整は2つあると思います。一つは特に道路、河川の広域インフラに係る予算調整です。ここについては、例えば兵庫がやる、大阪がやるということで、予算争いになりかねない。ここは、5年10年の長期的なアクションプランを作って、予算の配分計画を立てましょうと。実は今、国の直轄道路など、全然5年10年の計画がないんです。私たちは、来年もわからずに毎年、陳情、陳情させていただいているんですけど、これをもう少しちゃんと計画的に作ろうと。そのことで利害調整をしようということを既に提案しております。それからもう一つの利害調整でいつも言われるのが、琵琶湖・淀川水系、上下流、対立してきたじゃないかということでございます。これ以上詳しく

申し上げませんが、私たちは確かに上流と下流、地勢的にライバル関係です。ライバルというのはリバーという言葉から来ているように、確かに上下流、ライバル関係なんですけれども、ここ5年10年の琵琶湖・淀川水系の動きを見ていただきましたら、対立していたのは国です。国の方が、例えばダム必要だ。で、国が作った審議会がダム不要ということで、国が対立しているところを、実は自治体に投げられて、私どもは、大戸川ダムというところでは、大阪、京都、滋賀と三者が合意をして、当面の間いらぬということ、国が対立しているところを逆に自治体同士で、自分たちで調整をし、そして後からの負担金の問題も自分たちで、上流の水源地の負担金の調整をいたしました。ですから、こういうことは見ていただきますと、よく井戸知事が言うてくださるんですけど、本当に利害関係があるから、きちんと納得のいく調整ができると。ただし、それには何らかのルールが必要でしょうから、広域連合としては、例えば、琵琶湖・淀川水系の管理条例、自治体ですから条例を作らせていただきたいと思います。管理条例のところ、これから積み上げさせていただいたら、決して御心配なように、上下流、調整できないのじゃないかということはないということをおえて申し上げさせていただきます。少し長くなりましたけれども、また早口で申し訳ございません。私からの意見陳述とさせていただきます。ありがとうございます。(福田委員) ありがとうございます。それでは、次に九州地方知事会の広瀬知事、沖縄県の上原副知事からご発言をお願いいたします。

(広瀬知事) はい、ありがとうございます。冒頭、是非再確認をしておきたいのですが、先ほど、井戸知事がおっしゃったとおり、国の出先機関を廃止すると言われたのは国の方でございまして、民主党政権になって、地域主権改革の大きな柱としてそれを打ち出されたと。で、我々は、早速それに応えて、受け皿を作ろうということで、九州広域行政機構というのを御提案したということでございまして、そのところを是非、まずよく認識していただきたいと思っております。そういうことで、国の意向、そして地方の受け皿づくり、それが相まって、前に話が進んで行くというのが、普通ある姿だと思っております。是非、政治のリーダーシップを発揮していただいて、そういう方向で前に話を進めていただきたいと思っております。この資料にいろいろ書いておりますけれども、何点か申し上げさせていただきますと、移譲の対象となる事務・権限について、もう一度申し上げておきますけど、我々は出先機関の事務・権限、人員、財源を丸ごと受け入れるという覚悟でお話を進めさせていただいているということでございます。それは、国の出先機関を持っている組織としての有機的な、そしてまた大変力強い機能を損なうことなく、丸ごともらうことが大事なんじゃないかということが一つ。それから、これが国の仕事、これが地方の仕事と、また仕分けをしていったら、時間が経つばかりだけでなく、また振り出しに戻るような議論になりますから、丸ごと受け入れたほうがよいだろうということで話をさせていただいているということでございます。それをよく申し上げておきたいと思っております。特に、2ページ目の2つ目の○でございまして、東日本大震災があって、地方整備局だとか、あるいは経済産業局がずいぶん活躍しておられます。そういうものを見るにつけて、やはり、そういう出

先機関がしっかりした機能を発揮できるような組織をしっかり維持していくことが必要だなどということで、だからこそ我々は丸ごと移管を言っていてよかったと思っております。今、東日本大震災後もむしろその気持ちが強まっていますから、大震災があったから事態が変わったというふうにおっしゃるのはちょっと納得できないなどということでございます。

それから、執行機関の在り方についてもA案、B案が示されておりますけれども、私どものやり方は、九州7県の知事からなる合議制の執行機関を作ろうということでございます。むしろ、その方がそれぞれの知事が責任を共有して、そして意思決定ができるということ。一番これが住民の気持ちを反映し、そして一番早く意思決定ができるやり方であると考えておりました、そここのところをぜひ強調しておきたい。ただし、この執行機関の在り方で私どもも考えておりますのは、大きな、大筋については合議制の執行機関でやるわけでございますが、分担執行委員というものを設けまして、それぞれの事務分担をする知事を決めておいて、大きな話以外の色々なことについてはそこで決めるようにしておこうと考えております。さらに、今の各出先機関の局長に対して、こういうことは色々なこととして、そこでやってくれということで、事務委任みたいなことももちろん考えながらやろうということで、合議制、そして合議制の中での分担制を考えながらやっていく。それが一番よいのではないかと。しかし、緊急時にはどうするんだ、そういうことで間に合うかというお話がありましたから、実は、今度の東日本大震災を受けまして、我々すでに、緊急時には常設の対策本部を設けまして、そこでは知事会長が対策本部長となって色々指示が出せるようにしております。しかし、残念ながら大分県が被災することになるかもしれません。そのときには、その次の鹿児島県知事がやるというように順番まで決めて緊急事態に対応できる対策をとっているということございまして、そういう分担制の中で色々なところを議論の中で補いながらやっていくということにしている。そんなことも申し上げておきたいと思っております。

それから各県の持ち寄りが必要ではないかという御議論もありますけれども、また、最初の議論に戻りますが、ぜひ思い起こしていただきたいのは、国の出先機関を廃止する話であって、その受け皿を我々が作ろうということございまして、各県がやっている仕事をもち寄ってくれという話は全くこれまでなかった話でございます。その出先機関の廃止の受け皿として九州広域行政機構ということをご提案させていただいておりますから、そここのところは誤解のないよう、ぜひこれまでの議論を踏まえて考えていただきたいと思っております。ただし、九州広域行政機構というものを作ることになりますと、これまで九州地方知事会では政策連合というのを色々やってきましたけれども、そういうものを持ち寄ることがあるかもしれません。その方が、より効率的かもしれないという議論がありまして、例えば、ドクターヘリの運航だとか、あるいは観光行政、これも広域観光というのが非常に大事になっておりますから、そういうものを持ち寄ろうということはあるかもしれません。それはもちろん住民の意向をよく確かめながら一番いい形で我々が決めていくというふうにご検討いただきた

いと思っております。持ち寄りを条件にするというのはこれまでの議論を忘れていることではないかなと、こう思っているところであります。

それから大規模災害時等の緊急時等のオペレーションの話もありましたけれど、それこそ、既に我々は緊急時にはこのようにしようということで対策本部を設けて執行のやり方も決めております。そういうことで十分に我々自身でやっていけると思っているところであります。しかし、国の力を借りなきゃいかん、あるいは国が色々国全体として対応しなきゃいかんということもあるかもしれない。そこで我々は、今、B案の方ですかね、災害対策基本法だとか個別作用法においてやっていくんだということについては、これは、緊急時は、そういうことで結構ですよということで、これを否定するものではありません。ここで書かれているA案の趣旨がよく分からないのですが、要するに、緊急時に対応できるようにするための仕組みとして今あるような制度を色々この中に持ち込むという、これを法制的に活かすとすれば、持ち込むとすれば災害対策基本法ですとか個別の作用法に書いていくということになるんじゃないかと思うんですけども、そんなことでやっていったらどうかなと思っております。

それから最後にもう一つ、是非申し上げておきたいのは、財源対策ということでございまして、つまり、改革の理念に沿って考えていくということ、このペーパー6ページに書いてありますが、まさに、国の出先機関を廃止する、その受け皿として九州広域行政機構を作るということが国の改革の理念でございますから、「改革の理念に沿って」とここでわざわざ言う必要は無いんじゃないか。そういうことが、それ自身が改革の理念ということになっていると思います。むしろ大事なことは、それだけ国の方針に沿って、改革に応じてやっているわけですから、関西広域連合、九州広域行政機構そして沖縄を踏まえまして、含めまして、むしろこれだけ協力しているところにはボーナスを出すぐらいの気持ちで財政・財源的な配慮をしていただかなくちゃいかんなど。少なくともその予算がちゃんと動くように事業費・人件費とも、これまでのとおり確保してもらおうということが大事ですし、そのための仕組みもしっかり考えていただきたいというふうに思っているところであります。

そんなことで、これまでの考え方を陳述させていただきましたけど、この時期になりますと、もう決めて前に進まなければならない時期でございますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは上原副知事どうぞ。

(上原副知事) ありがとうございます。川端大臣もいらっしゃって、沖縄振興も担当されておりますけど、来年度から沖縄振興の制度とか計画が新たにスタートするわけでございますけれども、これを進める上でも政府におかれましては、その体制、枠組み作りということで閣議決定した「アクション・プラン」に沿った改革に着手して進めていただきたいということでございます。

県におきましては、沖縄総合事務局という組織がございますが、この国の組織を移譲の対象として明記すること、それから26年度からの事務・権限の移譲に向けた工程表を早めに提出することを要望したいと思っております。

本日の議題となっております広域的实施体制についてでございますけれども、沖縄単独で移譲を前提に進めているわけですから、直接に言及するという事はいたしませんけれども、今、3知事からもお話ありましたけれども、本来、出先機関の原則廃止ということに向けた進め方、取りまとめについて懸念が出てきたのかなという感じはいたします。地域主権改革の本当に重要なテーマであります、この出先機関の原則廃止に向けて、より積極的に改革を進めていただきたいということでございます。

(福田委員) はい、ありがとうございます。それでは他に御意見、御質問のある方から御発言をお願いいたします。では松原副大臣。

(松原副大臣) まさにこの出先機関の廃止というのは、内閣の目指している方向でもありますし、その中で私たちはいかにして地域主権という本質に即した形でそれが実行できるかというのを、皆さんの既に努力をしている姿の上に立って、いかに実現するかということになるかと思っております、極めて前向きな考え方には大変共鳴するところであります。出先機関改革を含めた地域主権改革は、野田内閣において最重要課題の一つと位置付けられており、閣議決定された「アクション・プラン」の方針に沿って、内閣が一丸となって実現すべきテーマであると考えます。その実現のために、事務・権限移譲の受け皿については、広域連合制度を進化、発展させ、そしてしっかりと構築する必要がありますが、その際の視点として、真の地域主権に向けて国の形を変える変革の第一歩と位置付け、全体的・包括的なグランドデザインがまず構築される必要があると考えます。第二に、地域主権の原点は基礎的自治体にあるという認識に立ち、地域住民にメリットのある変革内容とすることが重要であると考えます。そのために、特に基礎的自治体である市町村の意見を十分に反映させながら、広く意見を聴き、検討を進めていく必要があると考えます。

「1」の「執行機関の在り方」以下、内閣府地域主権戦略室がA案、B案ということで様々な議論を集約されたことに対しては、極めて大きな敬意を表するところであります。「執行機関の在り方」については、構成団体の長と兼務しない独任制の長を置くことが必要だろうと私は考えております。洪水時の上下流の洪水調節、渇水調整、また、例えば様々な諫早等の問題も含めて、この調整というのは極めて重要なものがありまして、こうした時に、少なくとも構成団体の長と兼務しないということは、私は一定の確度の上で必要ではないかと思っております。また、相当量の業務量になること等があります。問題はこの独任制の長の選び方というのは、むしろいろんな知恵があっただろうと思っております、その中で、広域自治体の皆さんの苦労や悩みが分かるような体制の選び方というのは、私は知恵を絞ればあるのだと思っております。「議会の在り方」については、基礎的自治体である市町村の意見が十分に反映される原則を確立することが地域主権という観点から必要だと私は考えます。「区域」の問題については、基本となるブロック割りを法律で規定することは必要だと考えます。社会資本が長期に渡って効用を発揮する性格を踏まえて、適切に整備、管理することがあり、また、国民、住民の利便性の担保のためにも、現在の出先機関管轄区域の関係を踏まえて、区割りは決定する必要があると思っております。「組織の安定性」につ

いては、解散や脱退が容易にできないよう区域内の都道府県、政令市が全て加入できるように法律で規定することが必要だと考えます。「7」の「効果的・効率的な広域行政の推進」については、行政の無駄を排除し、効率的な執行を図るため、構成団体である都道府県、政令市から様々なものを一体的に処理する、これはこちらから要望するというよりも、先程お話がありましたように、自主的にそういったことが行われて、地域の人たちの利便性のために役立つと、本来それが私も地域主権だと認識はしておりますが、そういったことであります。「事務区分、国の関与」については、個別の事務・権限ごとに検討し、必要があれば対応策を柔軟に検討すると記述されています。例えば、高規格幹線道路の整備、管理など全国的なネットワーク形成や国全体の利害を実現するためには、国の責任として決定した整備計画や予算等に基づいて、施設の整備、管理が確実に実施されるよう担保を必要とすることがあります。そのような国益、また地域益を確実にするために個別の事務ごとに検討した上、現行の地方自治法の枠組みにとらわれず、新しい類型も必要な措置を講ずるよう調整が進められることが、真に地方の人たちにとっての利便性の向上になると考えます。「大規模災害時のオペレーション」については、所管の大臣が広域的实施体制の長や職員に対し、直接包括的な指揮監督を行えるようにすることが必要だと考えます。今回の大震災で明らかになったように、大規模災害時には全国の人員や資機材を結集し、現場統合力をもって即時に対応することが、国民の生命、財産の確保のために不可欠であり、国土交通省の行政分野については、国土交通大臣が直接広域的实施体制に指揮権を持つ必要があると考えます。

以上、国土交通省としての考え方をそれぞれ申し上げましたが、いずれにしても、真の地域主権の確立に向け、よりよい状況、体制制度を構築する観点に立って、さらに検討を進めていくべきだと思います。先程おっしゃった、私は地域のそういったまとまりがあったが故に様々な災害に対する対応ができるというのは事実だと思います。ですから、そのふにやふにやというのはとんでもない失礼な議論で、それは私は違うと思っています。ただ、今申し上げたのは、皆さんのそういう思いを解しながら、実際に、本当に、我々にしてみれば地域主権というものを原点に考えたら、それは一方で基礎自治体というイメージもあるだろうし、その声がじゃあどういうふうに反映されるのか、そういう中でいろいろとさらに協議をする必要があるのだと。私はこれをさらに進めるためにさらに議論をする必要があるのだと、それは為にする議論ではありません。それをやることによって、本当の意味の素晴らしい地域主権、民主党が言うところの地域主権が生まれると思っているから申し上げるものでございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、高山環境大臣政務官。

(高山政務官) まず今回民主党が出しておりました、この地域主権ということで、これに対して関西広域連合、九州に手を挙げていただきまして本当にありがとうございます。また、総務省が中心となりまして、今回の具体的な広域的实施体制ということで、さらに細部を詰めていただいたということで、非常に一步どころか、かなり前進していると思ひまして、基本的に地域主権ということで、前々から私自身も主張しており

ましたし、全く否定するものではないんですけど、前回は出させていただいたんですけど、念のため環境省の立場から言わせていただければ、今回この原子力災害の事故が起きまして、推進する側と規制する側が同じ組織にいるのはまずいじゃないかということで、今回環境省のところに原子力安全庁が移ってくるということがございます。それと同じように、自然保護あるいは環境の問題というのは、やはり開発する側と規制する側が同じではなくて、環境省が今まで必要な時には、地方にとって耳の痛いことを言い続けてきて、それで自然が守られてきたというような事実といいますか歴史もあるということで、これはあまり同じ組織で担うにはふさわしくないんじゃないかということ、私は前回は申し上げさせていただきました。ですから是非、規制する側というのは、別の組織で行うことが制度としても保障されていないと、実際今日お集まりの知事の皆さんの顔を見て、皆さん環境に非常に熱心な方が多いので、このメンバーであればと思ってしまうんですけども、またいつ体制が変わるかも分かりませんし、制度としてやっぱり規制側と開発側を分けておく必要があるだろう、別組織である必要があると私は考えておりますし、環境省としてもそのように考えておりますし、あとまた根本的な話なんですけども、例えばCOP17、この間終わったばかりです。去年はCOP10の生物多様性の会議、日本でやりましたけれども、その際にも、むしろ国より広い範囲で環境というのは保護を考えていくべきだということ。国よりさらに狭い地域で環境保護というのを考えるのは、ちょっと世の中のトレンドとして、私は方向性としては違うんじゃないかと思えますし、また、この環境省の環境事務所というのは、わざわざ平成17年に最近つくられたということで、それはやはり環境保護というのをより広い範囲でやっていこうと。より効果的であるし、そういう必要性があると地球的に認知されているんじゃないかと思えますので、そこは是非お考えいただきたいと思っております。あとは非常に細かい点になりますので、根本的な推進側と規制側が別の組織であるべきだということ、是非御理解いただきたいと思っております。

(福田委員) はい、ありがとうございました。その他によろしいですか。広瀬知事。

(広瀬知事) 2点述べさせていただきますけれども、地域主権を徹底していくために国の出先機関の廃止というのを、今度の政権で打ち出されたわけですよ。そのとおりだと。むしろ、これまでの国の出先機関、大臣の方からぱっと指示が来て、仕事をしているのを、そうではなくて、地方の、県の合議制によって色々と指示ができるようにしていこうと。これはまさに地域主権の話を前に進めることだと。だからこそ、出先機関の廃止を皆さん打ち出されたのだと思うのですよね。今になって、市町村を入れるべきだ、政令市を入れるべきだと話がありますけれども、もちろん、市町村や政令市に話をすると。そして、色々と希望があれば入ってもらうこともあり得るかもしれない。けども、そのことを条件にするというのは、これまでの話と全然違う話ではないか。一歩も二歩も、今度の広域行政機構というので、前に地域主権が進んでいるわけですから、まずそこを完成させていただくというのが大事なことではないかというのが一つ。もう一つ、環境省のお話でございますけれども、開発と規制が同じで

良いかというお話ですけれども、環境を守ることを地方ができないと考えておられるとしたらこれは大間違い。むしろ、環境の問題というのは皆が心配してやっているわけですから、そのところは是非御心配なくと申し上げる。非常に大きな基本的な方向については、今でも環境省が作っておられるし、それを実施しているのが地方出先機関だと思いますから、そのところは、国の仕事、中央でやっている仕事まで取ろうと言っているのではなくて、そういう中で地方がやっている中で、私たちができるでしょうということですから、誤解のないように。それで、しかも、開発の問題と規制の問題というのが同じで良いかというのですけれども、どうぞ御心配なく。しっかりとやっていきます。それから、もうひとつCOP17のお話があります。国よりもむしろ広いような話を地方でできるかということでございましたけれども、地球環境問題というのは、地球環境の問題なんだけれども、努めてCO2を出すか出さないかという問題ですから、日頃の暮らし、日頃の自動車の乗り方、日頃の節電と、そういうことで常日頃から一人一人が気を付けなければならない、それが地球環境問題の本質だと思いますから、これは大きな問題だから地方ではできるわけがないというのは大きな、大間違いだと思っております。以上この2点はどうしても申し上げておきたい。

(福田委員) ありがとうございます。それでは嘉田知事。どうぞ。

(嘉田知事) 今、広瀬知事もおっしゃいましたけれど、私も2点申し上げたいと思います。1点は、高山大臣政務官、環境政策には大変造詣が深いお方だと思いますが、そもそも環境政策が規制政策だということはかなり初期の時代でございます。例えば水俣病の時代。あれは公害問題で、加害者と被害者、加害者が逃げようとした。だから規制をしようとした。しかし、その後、生活環境問題、典型が例えば琵琶湖の富栄養化ですけど、日々洗濯する洗剤の液が湖に、といったら、公害というよりは生活環境、生活の中から出てくる問題です。ここについては、規制というよりは、自分たちで確実に生活を自制しながら環境に影響がどうあるかということで、自治から始まっているんです。その証拠に、国の方が湖沼法作られたのは1984年ですけど、そのきっかけになったのは79年の琵琶湖の富栄養化防止条例でございます。それから生物多様性でも、例えば、外来生物の規制でも、環境省はブラックバスを入れないと言ったのを滋賀県がこれはどうしても入れてくれと言って、入れていただいておりますし。それからCO2問題でも滋賀県はこの4月1日からCO2半減、これを条例化して施行しております。今、広瀬知事もおっしゃってくださいましたけど、地球環境問題は決して国の専決事項ではなくて、私たちの暮らしサイドの問題ですから、そのような形で自然との共生をどう作り上げるかということは環境政策の根っこですので、地方にはできないだろうとおっしゃられると、私たちの日常の政策と随分感覚が離れているなあと思います。ただし、もちろん国でなさるところ、例えば小笠原の世界遺産などは、環境省が頑張られたということで、私もWWFにたくさん知り合いもおりますけれども、それは効果があることであろうと思います。ですから、国と自治体が力を合わせてやるのが環境政策であると思っております。2点目ですが、長くなって申し訳

ないんですが、国土交通省の方の近接補完の原理でいくときに、基礎自治体が大切だということで、私どもも広域連合から基礎自治体に、府県から基礎自治体にという権限移譲は今セットで議論をしております。基礎自治体が力をつけて、例えば自分の領域の河川管理なり道路管理をしていただくというような提案をしながら、近接補完の原理を作り上げていこうと思っておりますので、基礎自治体の意見を十分聞かせていただきたいと、実質そうやっております。それから、なぜ独任制でなければいけないのか、そのあたりは私、ちょっと理解できないところがございますが、今おっしゃられたことをしっかりと広域連合、関西としてもやっていきたいと思えます。

(福田委員) 時間があまり。そろそろ集約していきたいと思っております。では井戸知事、岩本副大臣、高山政務官、最後に松原副大臣ということで。あと4人手短にお願いしたい。

(井戸知事) 松原副大臣が言ったグランドデザインを確立してからということと、地域住民のメリットがないといけないということは、これまさしく、国の出先機関の原則廃止、丸ごと移管はそれをねらっているからやろうとしているものであると思えます。いろいろ提案がありましたけれども、やっぱり独任制でなければいけないのかという話になると、これはちょっと、組織をどのように形作るかは、いろいろな形態があるわけですので、独任制でなければいけないと言われてしまうと、広域連合全部あかんわと、こういうことになりかねませんから、これはどうかなと思えます。それから、議会も間接選挙、都道府県議員の中からの間接選挙で選ばれていますが、今の国の出先機関は住民からの意見を聞く制度的保障が何もないのです。それと比べたら、2段も3段も進歩だということは言えるはずですし、それから、ブロックを社会資本整備の一つの単位として考えなければいけないという指摘は分かりますが、法定しなければいけないのかどうか。これは出先機関によっても違ってしますので、そのあたりをどのように考えるかということ、もうちょっと事務的に議論の余地があるのではないかと。それからもう一つ権限について、国全体としてのマスタープランであるとか、プロジェクトと整合性をとる必要が出た場合に、その整合性をどのようにとっていくかという仕掛けを法定し、それに従えという整合性のとり方ではなくて、尊重しながら調整を進めていくとか、いろいろなやり方があるんじゃないでしょうか。ですから、副大臣、最初におっしゃった地域主権をさらに確立していくためにどういう工夫をしたら良いかという見地で、ぜひA案、A案でぎゅうっとまとめないで、議論の幅をぜひ持っていきながら、調整を、良い知恵を絞り出すということで、基本方向を導き出していただくように議論をしていただきたいなど。これはお願いでございます。

(福田委員) ありがとうございます。では岩本副大臣。

(岩本副大臣) 執行機関に関しまして、一点だけ発言させていただきます。県同士で利害が対立する事案をどうするかということに関しましては、農林水産省関係では諫早干拓、これは長崎県と佐賀県の利害が対立しているわけでございますけども、これに当たると思われます。これについて、例えば中立的、客観的に執行するための仕組みとして、県知事同士の話し合いの場である理事会を設ければ解決できるのか、あるいは

は、県知事の兼任しない広域連合の長を設けることが、可能なのか。さらに、先程大分の広瀬知事さんが急いでと。急がなければならないのも事実でございますけれども、これはさらに検討を深めることが私は必要であろうと思います。

(高山政務官) 嘉田知事、広瀬知事からいろいろ御意見をいただきましたが、まず普段の環境を保護するという、例えば節電であるとか、リサイクルだとか里山、これはもう地域の協力なしには成しえませんが、むしろ、地域が主体となってやっていたという事は事実でございますけれども、実際、国立公園地域の開発など、これで実際、地域の利害と環境を保護するという利害が規制という形で対立することが多々あります。実際、嘉田知事からお話いただいた小笠原の時も空港をつくるということで都の方が頑張っている時に環境省がやめてくれという話がありましたし、屋久島に道路をつくるようになった時にも環境省がやめてくれということで、実際なくなりました。最近も新エネルギーということで、風力、地熱、いろんな新エネルギーが出てきていますけど、国立公園の開発と密接に絡んでくる問題で、実はかなり環境省の意見と地域の意見が対峙しているというのも一部あるということも是非御理解いただきたいと思っております。また細かいことを言わせていただくと、例えば、関西広域連合で受けていただくと言っている中の吉野熊野国立公園は三重県と奈良県と和歌山県がメインでして、奈良県が入っていないことはクリアできるにしても、三重県はむしろ中部地方の方にくっついているところもあります。瀬戸内海国立公園になりますと、近畿、中国、四国、九州全部入ってくるわけです。やはりなかなかひとつの地域ということになじまない部分があるということも是非御理解をいただきたいと思っております。

(松原副大臣) ここまでの議論というのは、民主党が地域主権を訴えてきて、それだけではなくて、その中で「よし我々が団結してやってやろう」という関西、九州の方々の先進的な御熱意があったから、私はこういう議論になってきたと思うのです。議論が深まれば深まるだけいろいろな課題が出てくるのは当然であって、それをどうやって乗り越えるかということだと私は思っています。したがって、いろいろな議論があるわけですが、例えば今琵琶湖の問題をおっしゃいましたけど、洪水の時に堰を開けるか閉めるかという議論があったというのも何回かあります。やっぱりその時に私は兼職をしていない誰かが連合の中において、ただその人は、もしかしたら知事経験者から選ばれるべきだというような具体的な議論があると思うのです。そういう部分は、この場では細かく議論いたしません、いろいろと知恵をふるえば議論は出てくるだろうと私は思っておりますし、また、地域主権ということで今、市町村の話を広瀬知事がおっしゃいました。私はさっき申し上げたように、ここまで議論が上がってきたことが大変すばらしいので、もし県が指導してこなければ、ここまで議論が市町村から上がってこなかったかもしれない。市町村から上がってきたかもしれないけど、しかし、現実にはここまで来た段階において、さはさりながら地域主権の原点、基礎的自治体であるということ踏まえて、自然にそういった方々を巻き込んだ議論でもいいし、どういう話でもいいですが、そこは一人の政治家として考えれば、積極的に関

与しないで、私はこのようなものは本当の魂は入らないのではないかと考えておりますし、その認識や温度はいろいろとありますが、そこを県はいく、しかし市町村はいかないと、また政令指定都市などは強い御意思があらうかと思えますし、そういった声も含めて最終的には、非常にエネルギーがある形の我々の地域主権と同時に出先機関の移管というものが行われるべきだと思うので、私はそういう意味で申し上げている。

(福田委員) ありがとうございます。ではそろそろ議論も段々熱したところでありませうけれども、委員長であります川端大臣から一言お願いいたします。

(川端委員長) ありがとうございます。かなり本質的ないろいろな議論がされたというふうに思います。感謝を申し上げたいと思います。本日の議論も含めて広域連合の移譲に向けた早期の議論の集約、総理からの指示も受けて年内に大筋まとめて次期通常国会に法案を出すというのを目指してしっかりやれということでございます。そういう意味では時間がいくらかあるわけではありません。そして議論の焦点も大体は絞られておるかなと思います。そういう意味では、課題を慎重に議論すればいくらかでも議論はエンドレスにあるのでしょうか、前回の冒頭も申し上げましたように、結果として出来ない理屈をいっばい言っても意味がないということでもあると思いますので、答えをまとめる責任があると考えております。そういう意味で次回までに政務レベルで引き続きギリギリの調整をしたいと思っている。A案B案ということがありますが調整をしたいと、その中で次回の地域主権戦略会議の日程は未定ですけど、年内に開く予定であります。次回の地域主権戦略会議においてそれまでの調整の結果を報告したいと考えておりますので、そこまでに最後の政務調整をさせていただきたいと思えます。そういう意味でそのことも含めて引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。この今日の議論の集約させていただきたいと思えます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは「広域的实施体制について」はこれまでとしたいと思えます。関係府省の政務の皆様、井戸知事、嘉田知事、広瀬知事、上原副知事におかれましては、ここで御退席とさせていただきます。ありがとうございます。お忙しい中ありがとうございます。

(各府省政務、井戸知事、嘉田知事、広瀬知事、上原副知事退席)

(福田委員) それでは引き続き、次第の3に入ります。「広域的实施体制以外の「アクション・プラン」の課題について」北川委員から現況報告をお願いいたします

(北川委員) それでは、私から状況の報告をさせていただきたいと思えます。大きく言って3課題でございますけれども、直轄道路・直轄河川、ハローワーク、共通課題ということで、この3課題各チームの会合の主査としてそれぞれの課題の現状と私の考え方を御報告させていただきます。

まず、直轄道路・直轄河川は、財源措置の取扱いが焦点となっています。財源措置の必要がないことに関し国と地方が合意できるバイパス現道もありますから、それ

外の道路の財源措置も含め、具体的な移管の話し合いを再開していく必要があると、このように考えております。

ハローワークは国、地方の一体的な取組はある程度進捗を見ていますが、41 都道府県の移管の提案の取扱いが焦点となっています。国・地方の一体的取組を更に前進させることと同時に、「アクション・プラン」で書かれている通り、地方から工夫を凝らした特区提案があれば、誠実に対応していく必要があると考えております。

その他の一都道府県内完結事務、共通課題は個別具体事務の移譲の検討開始が課題でございます。まずは関係者が話し合いのテーブルにつくことが重要だと考えております。

いずれにいたしましても、ゼロか百かということではなく、「アクション・プラン」に沿って行動を起こすことが今は最も重要だと考えております。私は年明け以降、各課題のチーム会合を開催して、具体的な議論を再開し、徹底的な議論の基に、「アクション・プラン」が動くことを強く望み、提案とさせていただきたいと思っております。私からは以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。御意見等がありましたら、お願いをいたします。上田知事、よろしくお願ひいたします。

(上田委員) 北川主査の下で、いろいろな協議をしていただいたことに厚くお礼を申し上げます。私も知事会の副会長という立場と、この推進委員会の委員の立場、また地域主権戦略会議の構成メンバーという立場があって、それぞれ包括的に相談を受ける体系を取っておりますので、そうした意味合いも込めまして、前に進めるということ的前提に、現時点において、まず大方知事会的には御了解いただけという状況が見えた部分についてだけ、委員長の方に御報告をしたいと思っております。まずハローワークの件でございます。一体的取組を全国的に進めるという考え方。それと、それではなかなかハローワークの移管につながらないという考え方も知事会にありましたので、せめて特区で実験的にやったらどうだという御提案をしたところ、地域主権戦略会議の中で誠実に対応すると、誠実に対応するというのはどういうことかということ、特区申請を基本的には認めるということだという議事録の確認がございまして、制度の変更ではなくて、当面、特区制度を活用して、試行的に東西で1箇所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作って、移管可能性の検証を行っていくと。そして具体的な内容そのものは、どんな形で移管してどういう人員配置にするのかとか、そういう部分について国と地方で協議をします。特に大事なものは、指揮権と人事権。これがないと、具体的な動きができませんので、もうほとんどこれは情報の端末と、まさにコンサル業務というのでしょうか、相談業務が基本ですので、人がどれだけ丁寧に様々な形で対応することができるかにかかっておりますので、そういう意味ではこの特区の部分も、基本的には指揮権と人事権を確保すると。こういう形であれば、前に進んで、少なくともハローワークに関しては、民主党政権で一步前に進んだと、具体的な形が見えると、こういう形になるのではないかとこのことを御提案を申し上げたいと思っております。

次に、共通課題の項目であります。担当の横内知事ともよく相談をしました。府省から自己仕分けで48事務について提案がりましたが、知事会的には重要な事務ではなく、大したことないので、こんなのはいらぬというのが本音であります。とはいえ、そんなことばかり言っているとなかなかテーブルに載ってこなくなりますので、知事会が提案した農地転用許可とか、経産局の持つ産業振興の部門であるとか、あるいはバス・タクシー事業などで、基準策定から執行までの一体的実施とか、一元的な指揮命令系統が、地方の方に何らかの形で許認可できないかと、こうした3つの分野で提案している部分について、一緒にテーブルに載けていくと。大きな玉も小さな玉も一緒に議論をすると。こういう形で折り合っていないと、府省の方々も大きな玉だけ出されても気分が悪いと。知事会的には小さな玉ばかり出されても気分が悪いと。じゃ両方とも一緒にやっぺいこうじゃないかということで、前に進めるということであれば、いいのではないかとということで、知事会全体、各県の知事さんの御了解もいただけるのではないかとというような認識まで至っているところでございます。

直轄道路・直轄河川は、文字通り「アクション・プラン」の中では、一県単位で完結する道路や河川については、速やかに移管をすべしという「アクション・プラン」の閣議決定もあるわけですが、現実には先程の災害を含めた形の中でのいろいろな議論が巻き起こっておりますので、実際、この議論は、財源のフレームについて山口県から試案を出させていただいておりますが、この部分の提案をしたまま何ら回答が出てきておりませんので、この部分は全然進んでおりません。従って、この部分に関しては現在のところ申し上げるような内容がないんですが、担当であります山口県の二井知事の話を整理して、私なりに申し上げれば、いわゆる中国ブロックレベルで実験的に一県単位で総括できる道路とか河川を、いくつかそれぞれ選んで、試験的にやっぺいしたらどうだと。こういうことが議論の中に入っていけば、前に進める部分が出てくるのではないかとと言われておりますので、速やかに直轄道路・直轄河川チーム会合を開いていただいて、これらの問題について前に進ませていただくようなことをお願いしたい。

以上、3チームの各担当の知事さん達、また知事会全体の空気などを踏まえて御報告させていただいたところでございます。

(北川委員) 最後おっしゃった直轄河川、その問題について、知事会の担当の二井知事と中国地区とか山口県内レベルでということを含めて、これは個別具体的な折衝的なことをやっているということ前提でお話いただいたということよろしいですか。

(上田委員) はい。今の時点では、こういう提案で前へ進めてくれという状態ではないと判断をされております。具体的な回答がないので。

(北川委員) それも含めて議論を一度入らせていただいてよろしいですか。

(上田委員) はい。

(福田委員) よろしいですか。それでは、そろそろ予定の時間が近づいております。予定した議題は以上ですので、最後に川端委員長から一言お願い致します。

(川端委員長) ありがとうございます。北川主査から、御報告のあった現状と提案に対して、正直申し上げて今までずっと膠着状況の中から、上田委員からは前に進めようということで踏み込んだ発言をいただいたことは大変ありがたいことで、感謝を申し上げたいと思います。

大変大事な論点でもありますので、粗々ちょっと整理させていただきたいんですが、ハローワークに関しては、いわゆる一体的取組みをやるということは、これはこれとして進めていただきたい。知事会の協力もいただきながら進めるということと、同時に特区を活用して試行的に東西で1カ所ずつハローワークが移管されているのと実質的には同じような状況を法的な部分で移管するというのではないけれども移管するという状況を特区で作るということで、移管可能性の検証を行うと。そして、具体的な内容は国と地方が協議してやろうと。ここでどういう形でとか人事権含めて指揮権というお話がありましたが、閣議決定の文章では、国が行う職業紹介、雇用保険云々と、地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、と両方あるのを、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう所要の措置を講ずることとすると。これ一体的運用のことなんです。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応すると明記してありますので、ここに書いてあるのは要するに地方自治体の主導の下に、もとより一体的運用も特区もやるということが大前提でありますんで、そういう中でいろんな状況を含めて、知恵を出していきたいと特区申請を出していただくことは、東西1カ所誠意を持って対応していこうと。これが事実上、特区の経験を活かして移行の可能性の検証を行うんだという理解をさせていただきました。この特区ですが、たとえば前から特区で41という提起がありましたので、特区という言葉だけだとちょっと混同するので、今回御提起された分は、たとえばハローワーク特区とか、そんな名前でも。これから中身を詰めていく作業という念頭に置かせていただきたいと。

それから、いわゆるA-a事務の部分と大玉の部分は、ありがとうございます。一緒にテーブルに載せて細かく議論をしていこうということで。両方検討のテーブルに載せて議論しようという御提起は、これはぜひともそうしていただきたいと思っています。ただ、3つの大きな玉は、今までの経緯がないと各府省が極めて無理だということにあります。議論をするということと言うと、これの有効性や効果等々ということについて、しっかりとまたこの議論もテーブルに載せていただかないと議論が進まないということになりまして、そういう部分も含めてまた中身のある議論をさせていただきます。

それから、直轄道路と直轄河川については、前に座長の方からは、バイパス現道からやって、財源論はまた並行して議論したらいいという御提起がありましたけども、今の話で、二井知事、座長、それから担当知事がありますので、具体的に動かしていくとしたら、こういうことだということを改めてよく御議論いただいて、また御提起をいただきたいということで整理をさせていただきたいと思います。そんな理解でよ

ろしいですか。

(上田知事) はい。

(川端委員長) ありがとうございます。それでは、そういうことも含めて、来週には地域主権戦略会議を予定しておりますので、今の御提起を踏まえて、いわゆる広域的实施体制以外の3項目に関しては、こういう方向にしたいということ、私の方で今の提言も踏まえて、先ほどの座長と上田委員の御提案も踏まえて、まとめて地域主権戦略会議で報告して御議論いただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。また、広域的实施体制についても先ほど合意がありまして、だいたひ議論の争点は絞られてきております。そういう意味でこのことも一定の方向性を戦略会議に出したいと思ひますので、是非とも御協力をまたお願ひ申し上げたいと思ひます。

(福田委員) よろしいですか。それでは本日の委員会はここまでとします。次回の委員会の開催については、事務局より追って御連絡をいたします。なお、この後、報道陣から質問等があれば、委員長または私が対応します。本日は本当にありがとうございました。

(以上)